

東京都建築材料試験連絡協議会

一般コンクリート採取試験会社審査基準

(コンクリートの設計基準強度が 36 N/mm^2 以下の一般コンクリートを採取可能な採取試験会社としての業務能力の適合性を審査する基準である。)

コンクリート採取試験会社審査委員会

平成23年10月 5日 制定

平成24年 9月24日 改正

平成28年10月 3日 改正

1. 採取試験会社の組織等

(1) 生産加工業者等^(注1)、試験機関及び建設業者^(注2)から独立した経営を営む法人であること。この独立した経営を営むとは、原則として以下の条件を満足していること。ただし、(2)の場合についてはこの限りでない。

- ① 生産加工業者等、試験機関及び建設業者の所有株の合計が20%を超えていないこと。
- ② 代表者が生産加工業者等、試験機関及び建設業者の職員との兼職又は出向となっていないこと。
- ③ 生産加工業者等、試験機関及び建設業者の役員の割合の合計が1/5を超えないこと。
- ④ 生産加工業者等、試験機関及び建設業者との間に用地・施設及び設備機器等が貸借または兼用されていないこと。

(注1) ここでいう「生産加工業者等」とは、コンクリートの製造・販売・運搬等に係わる者、鉄筋の製造・販売・運搬に係わる者及び鉄筋の加工等に係わる者をいう。

(注2) ここでいう「建設業者」の内、主たる業務が採取試験業務であり、当該業務実施のために必要な建設業法の登録をしている場合を除く。

(2) 試験機関が採取試験業務を営んでいる場合、試験機関部門が採取試験部門から組織上及び業務上独立していること。この場合の組織上及び業務上独立していることとは、試験機関部門が採取試験部門と組織的に別部門であること。すなわち、それぞれの業務の責任者が別の者であることをいい、管理技術者及び試験技術者並びに試験実務担当者が採取試験部門と兼職、兼任していない専任の状態をいう。

2. 採取技術者等

(1) 一般財団法人建材試験センター及び一般財団法人日本建築総合試験所が付与しているコンクリート採取に関する試験技能者の資格、その他これらと同等以上の資格を有する専任の採取実務担当者が2名以上常勤^(注3)していること。採取に当たっては、必ずこの資格を有する採取実務担当者が従事し業務を行っていること。

(2) 前項に記載した資格者のうち、いずれかの者はコンクリート技士（主任技士を含む）の資格を有していること、またいずれかの者は建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務講習会（公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター）の受講者（有効期間内）であること。

(3) 事務担当者^(注4)が1名以上いること。

(注3) ここでいう「常勤」とは、審査前年の10月1日から審査年の9月30日までの1年間における勤務記録が200日(有給休暇取得日数を含む)以上ある場合をいう。なお、経営者であっても、出勤簿等の勤務記録を必要とする。

(注4) 審査前年の10月1日から審査年の9月30日までの1年間における勤務記録があること。

3. 敷地、施設及び設備機器

(1) 敷地及び施設は、業務を行うに当たり支障のない広さを有していること。このときの面積は次の数値を標準とする。

① 敷地面積：40㎡以上

② 施設の作業面積：15㎡以上 (コンクリート等による平坦な床、風雨を遮る壁及び屋根を有し、設備機器の設置・収納に供する部分の面積は含まないこと)

なお、施設の作業面積の最低面積である15㎡は、採取実務担当者が2名程度の業務量の場合とし、これを超える採取実務担当者がある場合は、その業務量に応じた作業面積が必要となる。

(2) 業務全般を正確に実施するために必要な設備機器を有していること。

このときの設備機器についての最低限の基準は次の通りとする。

① コンクリート採取試験器具一式2セット以上

一輪車、スコップ、ハンドスコップ、突き棒、木槌、金ごて、湿布、スランプコーン、スランプ用測定検尺、スランプ鋼製平板、平板用水平台、水準器、スランプフロー値測定可能なノギス又はメジャー、エアーマータ、定規、エアーマータ用水平台、温度計

② 圧縮強度試験用型枠27個以上

③ 塩化物含有量測定器2台以上

④ 標準養生槽(循環式の恒温槽)1.0m³以上及び屋外水中養生槽1.0m³以上

⑤ 標準養生槽温度、屋外水中養生槽温度及び外気温を測定する温度計または装置(少なくともそれぞれの日最高温度及び日最低温度が測定できること)

⑥ 運搬用車輛1台以上

なお、これらの設備機器は、精度を常に保持するよう整備、校正・点検を行って保管されていること。

4. 業務運営

(1) 業務上扱う工事材料の試験に関するJIS規格、各種仕様書等の最新版(原本)を常に所有していること。この所有すべき標準は、以下のとおりとする。

[JIS規格]

① JIS A 1115 フレッシュコンクリートの試料採取方法

② JIS A 1156 フレッシュコンクリートの温度測定方法

- ③ J I S A 1 1 0 1 コンクリートのスランプ試験方法
- ④ J I S A 1 1 2 8 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法—空気室圧力方法
- ⑤ J I S A 1 1 3 2 コンクリート強度試験用供試体の作り方
- ⑥ J I S A 5 3 0 8 レディーミクストコンクリート
[各種仕様書]
- ⑦ 建築工事標準仕様書・同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事
(一般社団法人 日本建築学会)
- ⑧ 建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務手引
(公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター)

- (2) 正確かつ公正に業務が実施できるように定められた作業手順書（採取手順・供試体管理手順等）を有し、それに従って業務を実施していること。
- (3) 業務を正確かつ公正に行うよう職員に対し、教育及び指導を行っていること。
- (4) 業務の責任体制が明確で、苦情処理が適正に行える組織にしていること。また、測定結果の改ざん要求等不当な干渉を受けた場合、その不当な干渉を組織全体で排除するよう規定されていること。
- (5) 不正行為の罰則規定が定められていること。また、この罰則規定は、不当な干渉等により測定結果の改ざんを行った者が解雇等の処分を受けるようになっており、そのことが就業規則等にも規定されていること。
- (6) 採取試験業務は、原則として外注していないこと。
- (7) 採取料金が適正であり、かつ、明示されていること。
- (8) 端面処理水、養生水槽等の排水にあたっては、地域の pH に関する排水基準に適合していることを確認したのち行うこと。

5. 記録

- (1) 業務実施記録を整備し、5年以上保管（電子データ可）していること。
- (2) 設備機器の整備、校正・点検の記録を5年以上保管していること。
- (3) 教育及び指導の記録を5年以上保管していること。
- (4) 資格取得証明書（有効期間内）等を保管していること。

付 則

- 1 この基準は、平成23年10月 5日から実施する。
- 2 3. (1) のなお書き以降の施設の作業面積に関する事項については、当面の間適用しない。
- 3 この改正は、平成24年 9月24日から実施する。
- 4 この改正は、平成28年10月 3日以降の新規・更新申請審査から適用する。